

第8回 大阪府・大阪市税務事務連携協議会 概要

開催日時：平成28年7月22日（金） 10：00～10：25

場所：大阪府役所屋上階 P1会議室

出席者：会長	松井 聡（大阪府財務部税務局長）
副会長	燈田 豊（大阪市財政局税務総長）
大阪府財務部税務局	市政 誠（税政課長）
	田嶋 千人（税政課参事）
	辻本 徳生（徴税対策課長）
	新開 徹（徴税対策課事業税補佐）
	竹中 誠一（徴税対策課納税補佐）
大阪市財政局税務部	堀井 久司（税務部長）
	安尾 和弘（管理課長）
	村井 肇（管理課システム等担当課長代理）
	阪本 晃（課税課長）
	大西 敬一郎（固定資産税担当課長）
	池邊 正雄（収税課長）

会議の概要：

1 開会

（大阪府）

今後とも引き続き府市で協力して税務事務を行っていくこととしたい。市税及び府税における共通の課題解決及び情報交換等を行うなど、府市で連携して税の問題解決を目指したい。そのためにも、当協議会での活発な議論を行いたい。

2 議事

(1)法人関係申告等受付窓口の実施状況について

●サービス向上部会から資料説明（資料1）

府市の申告受付窓口は、平成25年4月10日の業務開始以降、3年を経過しているが、円滑に実施されている。また、5月や11月などの3月決算法人等の繁忙期にスムーズな受付を行うため、前年度に引き続き、別途、特設会場を設け、受付業務を行っている。

平成27年度の法人関係申告書等の受付件数について、電子申告制度の普及に伴い、全体の受付件数自体は前年度に比して減っているものの、中央府税事務所における受付件数の割合は、平成27年度における市内府税事務所全体の受付件数の33.3%を占め、昨年度と比較すると0.9%の増となっている。

船場法人市税事務所分室の受付については、府と同様に電子申告の普及により、大阪市全体の受付件数は減少しているものの、市全体受付件数の26.1%を占めており、前年度とほぼ同じ割合を維持している。

納税証明書の発行件数については、市内全府税事務所における発行件数自体は減少しているものの、中央府税事務所での発行件数の割合は前年度比1.7%の増となっている。船場法人市税事務所分室については、前年度と比較すると、発行件数が7.3%、発行件数割合は0.5%の増となっている。

成果としては、法人関係申告受付にかかる府市共同申告受付窓口は、平成25年4月の設置以降多くの納税者の方に広く認知されるとともに、府民・市民にとって利便性の高い拠点としてご利用いただいている状況である。

今後は、引き続き申告受付の繁忙期対応や業務体制の確保を継続するとともに、平成28年3月から新たに船場法人市税事務所分室で開始した事業所税申告書等の受付業務を円滑に進めるなど、納税者サービスの更なる向上に向けて府市で協議を行っていく。

(2) 法人関係共同調査業務の平成 27 年度取組結果及び平成 28 年度取組内容について

●課税部会から資料説明（資料 2）

平成 27 年度の実施状況については、前年度に引き続き、大阪府・大阪市で保有している納税義務者に関する情報を有効に活用し、事務所等設立届を提出していない法人を捕捉するため、届出書の提出の慫慂を共同で行った。平成 27 年度の実績としては、慫慂実施件数が 550 件、これによる新規登録件数は、349 件であった。

また、その他の取組として、府市の事務担当者を対象として、大阪府主催により法人住民税関係の事例研修を開催していただき、大阪市からも参加した。

今後の取組としては、税込確保の観点から、引き続き未登録法人に対する事務所等設立届の提出に係る共同慫慂を継続して実施する。また、引き続き、法人住民税関連の研修も実施する。

(3) 個人住民税の適正課税の推進等に関する平成 27 年度取組結果及び平成 28 年度取組内容について

●課税部会から資料説明（資料 2）

個人住民税の適正課税の推進等に関して、事業主による特別徴収を推進している。平成 27 年度の実施状況は、平成 27 年 4 月に大阪府及び大阪市を含む府内全市町村で構成する「大阪府個人住民税特別徴収推進会議」を設置し、平成 30 年度から特別徴収義務者の一斉指定を実施することを決定し、課題整理等を行った。

また、税理士会など関係団体 92 団体への広報等の協力依頼や、年末調整説明会 31 回を活用し事業者への広報を実施し、制度の周知に取り組んだ。

今後の取組としては、「大阪府個人住民税特別徴収推進会議」に設置した幹事会、これは大阪府及び大阪市並びに大阪市域外の 7 府税事務所管内の 7 市で構成しているが、この幹事会等で平成 30 年度からの特別徴収義務者の一斉指定の実施に向け、引き続き一斉指定に向けた課題を整理し取り組みを進める。

また、昨年度と同様、広報等の取組みを引き続き実施する。

(4) 合同滞納整理業務の平成 27 年度取組結果及び平成 28 年度取組内容について

●徴収部会から資料説明（資料 3）

平成 27 年度の合同滞納整理については、平成 24 年 10 月に本庁間にて設置した「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム」と、平成 25 年 10 月に中央府税事務所と船場法人市税事務所間にて設置した「大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム 中央・船場徴収班」の二本立てで取組みを行った。

合同滞納整理特別対策チームにおいては、府市の重複滞納事案のうち、高額かつ処理が困難な事案の処理に取り組み、税額ベースでは、府の滞納額 1 億 4,600 万円、市の滞納額 7,200 万円、合わせて 2 億 1,800 万円の年度当初の取組対象税額のうち、府市合わせて 18.8%を処理した。

また、件数ベースでは、府の件数 28 件、市の件数 20 件、合わせて 48 件の年度当初の取組対象事案のうち、府市合わせて 10 件が完結、完結率は 20.8%となった。

一方、中央・船場徴収班においては、法人関係税の府・市重複滞納事案について、効果的・効率的な滞納整理に取り組んだ。具体的には、中央府税事務所・船場法人市税事務所の間で相互に情報提供を行いながら、船場法人市税事務所においては、388 件・109,584,901 円、中央府税事務所においては、87 件・5,362,762 円の処理を行った。

また、これらの取組みに加え、平成 28 年度に向け、より効果的・効率的な合同滞納整理の取組体制の検討を行った。本庁間の合同滞納整理特別対策チームについては、平成 24 年 10 月の設置以降、税額ベースで取組対象の 83.5%を処理するなど、大きな成果を上げてきたが、困難性の極めて高い事案のみが未完結の事案として残っている状況にあり、今後は大きな成果が見込めないこと、また、新たに取り組むべき高額の府市重複滞納事案数が減少している状況にあることから、設置当初の目的は達成し、一定の役割を終えたものと考え、当協議会の会長・副会長の判断により、平成 28 年度は、有効的に情報提供等の処理が進んでいる「中央・船場徴収班」の取組みのみを行うこととした。

平成 28 年度の取組みとしては、平成 27 年 4 月に設置された大阪府域地方税徴収機構での取組みとの調整を図りつつ、平成 27 年度と同様により効果的・効率的な取組体制の検討も行いながら、引き続き、重複滞納事案の処理を行っていく。

(5) 税システムの運用課題について

●システム部会から説明(資料なし)

システム部会としては、税務事務の効率的・効果的な運営のため、府・市の税務事務システムの運用に関する課題等についての情報交換を図るとともにマイナンバー制度導入に伴う対応について、平成 27 年 7 月 29 日に部会を開催した。

新システム稼働前後の課題として、平成 27 年 9 月から大阪府の新システム稼働に向け、既に平成 27 年 1 月に稼働していた大阪市の新システムの状況を参考に、大阪府における開発状況や新システム稼働前後における課題等について情報交換を行った。

マイナンバー制度導入に伴うシステム対応については、平成 28 年 1 月からのマイナンバー利用開始に向けて、システム対応状況や課題等の情報交換を行い、今後想定される中長期的な検討課題として、マイナンバーの活用について意見交換を行った。

また、平成 28 年度においても、業務における「マイナンバーの活用」や「マイナンバー情報基盤セキュリティ強靱化対応」などのシステム対応に関する課題について引き続き情報共有・意見交換を行い、府市の税務事務システムが連携することにより業務の効率化等が図れるものがあれば、中長期的・継続的に意見交換を行っていききたい。

(6) その他

(大阪市)

平成 30 年度からの特別徴収義務者の一斉指定の実施に向けて、現在、推進会議等で課題の整理や具体的な取組み内容について検討されているが、円滑に実施できるよう、今後も府市で一致協力して進めていきたい。

また、船場法人市税事務所分室については、大阪市はこの 3 月から事業所税に係る申告書等の受付業務を開始したが、納税者の方々にとって利便性の高い拠点としてご利用いただくために、引き続き府市で連携する必要があると考えているため、今後とも協力をお願いしたい。

本協議会での意見交換に加え、日常的に連携を密にし、円滑な税務行政を運営していきたい。

3 閉会